

平成 28. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門リスクマネジメント室（以下「リスクマネジメント室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 リスクマネジメント室は、群馬大学（以下「本学」という。）の研究及び産学連携活動に伴う利益相反の適切な管理と法令・条約の遵守の体制整備により、研究及び産学連携活動に係るリスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって本学の研究・産学連携活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 リスクマネジメント室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反に係る適切な管理に関すること。
- (2) 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理に係る適切な管理に関すること。
- (3) 学内外の関係する機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 教職員等に対する啓発活動に関すること。
- (5) その他リスクマネジメント室の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第 4 条 リスクマネジメント室に、室長を置く。

(室 長)

第 5 条 室長は、学長が指名する本学の教員をもって充てる。

2 室長は、リスクマネジメント室の業務を掌理する。

3 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第 6 条 リスクマネジメント室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、リスクマネジメント室の運営に関し必要な事項は、研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門会議の議を経て、研究・産学連携推進機構長が定める。

(内規の改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される室長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。